

平成21年度大学図書館職員短期研修

平成21年 9月30日(京都大学)

平成21年10月28日(東京大学)

# 大学図書館における著作権

(京都大学会場)

東京大学附属図書館情報サービス課長

鈴木 秀樹

(東京大学会場)

千葉大学情報部学術情報課 専門職員

森 一郎

[copy-wg@mm.itc.u-tokyo.ac.jp](mailto:copy-wg@mm.itc.u-tokyo.ac.jp)

# 本日の内容

1. 大学図書館活動に関する著作権法概説
2. 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会の活動
3. 著作権法のこれから



# 大学図書館活動に関する 著作権法概説

# [著作権法の] 目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(著作権法1条)

# 著作権

著作者人格権	公表権(18条)／氏名表示権(19条)／ 同一性保持権(20条)
著作権に 含まれる 権利の種類	複製権(21条)／上演権, 演奏権(22条)／ 上映権(22条の2)／公衆送信権(23条)／ 口述権(24条)／展示権(25条)／ 頒布権(26条)／譲渡権(26条の2)／ 貸与権(26条の3)／翻訳権, 翻案権(27条)／ 二次的著作物の利用に関する原著作者の権 利(28条)

# 大学図書館の活動と著作権

大学図書館の活動	関係する主な権利	関係する権利制限規定
閲覧サービス (視聴覚資料等を含む)	上演権, 演奏権(22条) 上映権(22条の2) 口述権(24条)	営利を目的としない上演等(38条1項)
貸出サービス (相互利用を含む)	頒布権(26条) 貸与権(26条の3)	営利を目的としない上演等(38条4項, 同5項)
複写サービス (相互利用を含む)	複製権(21条) 譲渡権(26条の2)	図書館等における複製(31条) 複製権の制限により作成された複製物の譲渡(47条の4)
機関リポジトリ (電子図書館を含む)	複製権(21条) 公衆送信権(23条)	

# 営利を目的としない上演等

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(著作権法38条1項)

# 営利を目的としない上演等

公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

(著作権法38条4項)



# 営利を目的としない上演等

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者(第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

(著作権法38条5項)

# 図書館等における複製

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「**図書館資料**」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の**一部分**（**発行後相当期間**を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 2 [略]
- 3 [略]

（著作権法31条）

# 複製権の制限により作成された複製物の譲渡

第31条第1号 [略] の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第31条第1号 [略] の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第31条第1号 [略] の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第31条第1号 [略] の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第31条第1号 [略] に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(著作権法47条の4)

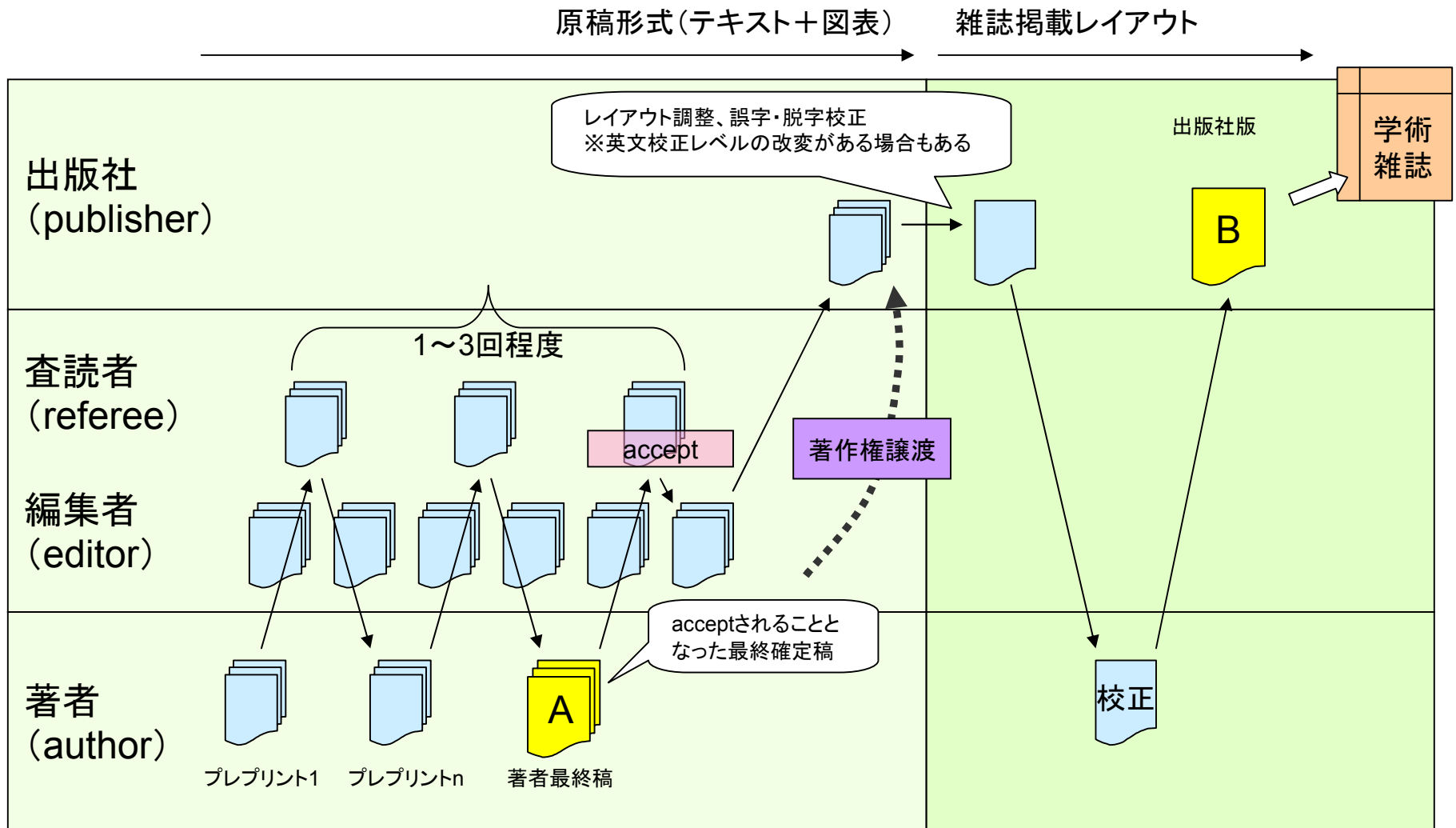
# SHERPA/RoMEO

- \* URL: <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>
- \* Securing a Hybrid Environment for Research Preservation and Access / Rights Metadata for Open archiving
- \* University of Nottingham を中心としたイギリスの高等教育機関で運営
- \* JISC (Joint Information Systems Committee) からの支援

RoMEO colour	Archiving policy	Publishers	%
green	can archive pre-print and post-print	182	29
blue	can archive post-print (ie final draft post-refereeing)	135	22
yellow	can archive pre-print (ie pre-refereeing)	66	10
white	archiving not formally supported	243	39
	Total	625	100

出典: <http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php?stats=yes> (2009年9月17日現在)

# プレプリントとポストプリント



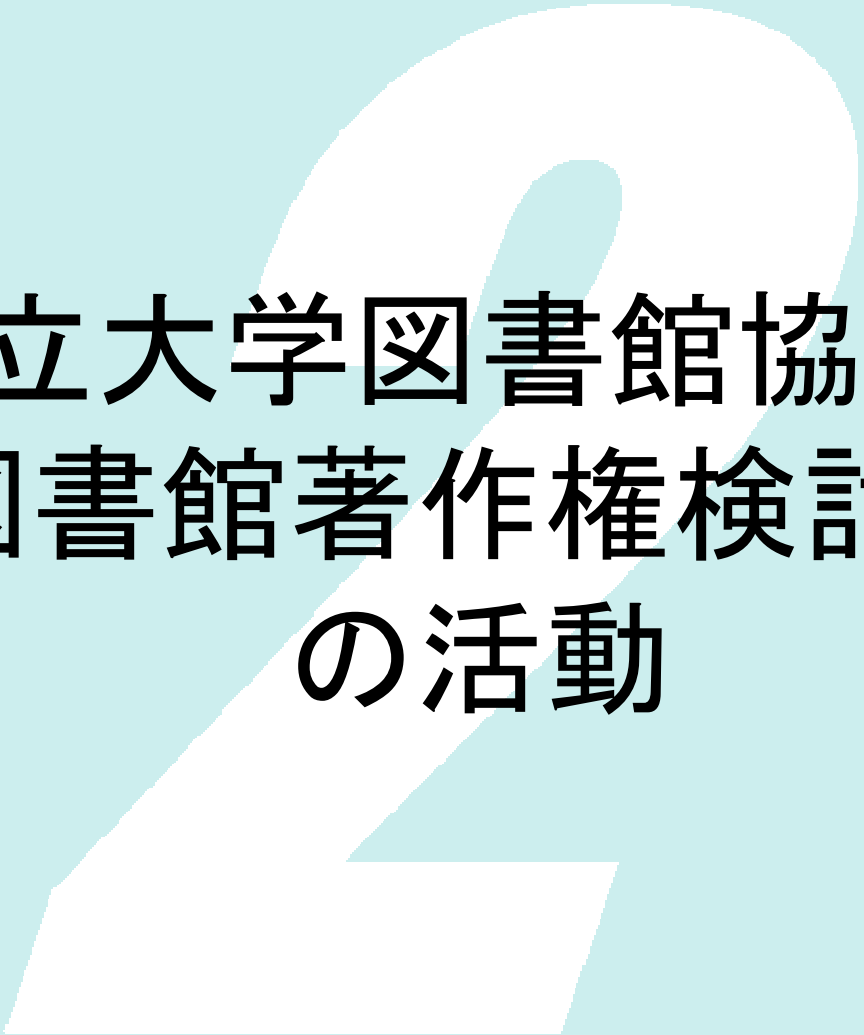
出典:『機関リポジトリと著作権』杉田茂樹, 堀越邦恵(平成18年度学術ポータル担当者研修資料スライド4「論文投稿と著作権譲渡」)

# SCPJ

- URL: <http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/scpj/>
- Society Copyright Policies in Japan (学協会著作権ポリシーデータベース)
- CSI委託事業として、筑波大学を中心に千葉大学、神戸大学、東京工業大学が連携して運営

	著作権ポリシー	学協会数	割合
Green	査読前・査読後のどちらでもよい	46	10
Blue	査読後の論文のみ認める	264	56
Yellow	査読前の論文のみ認める	4	1
White	リポジトリへの保存を認めていない	158	33
	小計	472	100
Gray	検討中・非公開・無回答・その他	1,365	

出典: <http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/scpj/> 以下の数ページ (2009年9月17日現在)



国公立大学図書館協力委員会  
大学図書館著作権検討委員会  
の活動


# 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

年	月	主な活動等
平成13年	3月	「著作権問題拡大ワーキンググループ」を設置
平成13年	12月	「大学図書館著作権問題ワークショップ」を開催
平成14年	2月	「大学図書館における著作権問題Q&A [第1版]」を公開
平成14年	10月	シンポジウム「学術コンテンツ流通と著作権」開催
		「大学図書館著作権検討委員会」、同ワーキンググループを設置
平成20年	3月	ポスター「ご存知ですか?著作権」を作成 <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/poster_080327.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/poster_080327.pdf</a>
平成21年	3月	「大学図書館における著作権問題Q&A (第7版)」を公開 <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/copyrightQA_v7.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/copyrightQA_v7.pdf</a>

※「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」へ出席



# 「ご存知ですか？著作権」ポスター



ご存知ですか？  
**著作権**

**図書館で  
コピーをとるなら  
このルール**

- 部数は、1人につき1部です
- コピーできるのは著作物の一部分です  
(発行後相当期間を経過した雑誌では、  
一論文全体の複写が認められています)
- 目的は調査研究のために限ります
- そして、複写申込書を提出してください

国公立大学図書館協力委員会

# 図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

年	月	組織等名称
平成12年	10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキンググループ」
平成14年	2月	「図書館等における著作物等の利用に関する検討」
平成14年	11月	「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」
平成16年	5月	「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」

権利者側団体	学術著作権協会，出版者著作権管理機構，日本映像ソフト協会，日本書籍出版協会，日本文藝家協会
	(オブザーバ)日本新聞協会，日本複写権センター
図書館側団体	国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会
	(オブザーバ)国立国会図書館，日本看護図書館協会

(50音順，平成21年9月17日現在)

# 著作物利用に関するガイドライン等

作成年	ガイドライン等名称
平成10年	[上映会に関する] 了解事項 図書館雑誌 92(8) (1998) p.601
平成13年	[ビデオ上映に関する] 合意事項 図書館雑誌 96(1) (2002) p.70
平成15年	大学図書館における文献複写に関する実務要項 <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/yoko.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/yoko.pdf</a>
平成16年	公立図書館貸出実態調査2003報告書 <a href="http://www.jla.or.jp/kasidasi.pdf">http://www.jla.or.jp/kasidasi.pdf</a>
	障害者用音訳資料利用ガイドライン <a href="http://www.jla.or.jp/onyaku/index.html">http://www.jla.or.jp/onyaku/index.html</a>
	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050715.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050715.pdf</a>
平成18年	複製物の写り込みに関するガイドライン <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf</a>
	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf</a>

# 著作権法31条の争点とガイドライン

争点	ガイドライン
おいては	<p>大学図書館における文献複写に関する実務要項  「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説  <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/kaisetsu.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/kaisetsu.pdf</a></p>
図書館資料	<p>図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン  「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&amp;A  <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf</a></p>
複製することができる	<p>大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン</p>
一部分	<p>複製物の写り込みに関するガイドライン  「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&amp;A  <a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf">http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf</a></p>
発行後相当期間	<p>複写に関するガイドライン(案)  ※平成5年に日本複写権センターから国公立大学図書館協力委員会に提案(不合意)「大学図書館における著作権問題Q&amp;A」附録参照</p>



# 著作権法のこれから

# 著作権法の一部を改正する法律（平成以降）

制定年	主な改正点
平成元年	実演家, 条約との調整
平成3年	レコードの保護強化
平成4年	私的録音録画補償金制度の創設
平成6年	世界貿易機関協定との調整
平成8年	写真の保護期間延長
平成9年	インタラクティブ送信への対応, 公衆送信権
平成11年	上映の概念変更, 譲渡権
平成12年	福祉目的の権利制限拡大, 条約との調整
平成14年	実演家人格権
平成15年	拡大教科書作成の複製権制限, 教育目的等の公衆送信権制限, 映画の保護期間延長
平成16年	レコード輸入権, 書籍等の貸与権適用除外廃止
平成18年	録音図書等の公衆送信権制限, 行政手続等の複製権制限
平成21年	ネット利用の円滑化, 福祉目的の権利制限拡大, 違法著作物の流通抑止

# 他の法律制定等に伴う改正（平成以降抜粋）

制定年	制定法律と主な改正点
平成11年	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (行政機関等に提供した未公表著作物の公表のみなし同意)
平成13年	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (独立行政法人等に提供した未公表著作物の公表のみなし同意)
平成19年	映画の盗撮防止に関する法律 (映画の盗撮の私的複製からの除外) ※ 著作権法の条文は改正されていない。
平成20年	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (教科用拡大図書に関する利用者と利用法との拡大)
平成21年	国立国会図書館法の一部を改正する法律 (国立国会図書館による官公庁等のWebページの保存)

# 図書館等における複製

国立国会図書館及び図書館、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書館、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 2 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 3 [略]

(〈平成22年1月1日施行〉著作権法31条1項)



# 図書館等における複製

前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条の2第4項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

（＜平成22年1月1日施行＞著作権法31条2項）

# 視覚障害者等のための複製等

視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（[略]）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式（[略]）により公衆に提供され、又は提示されているもの（[略]）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（[略]）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

（〈平成22年1月1日施行〉著作権法37条3項）

# 排他的権利の制限：フェア・ユース

第106条および第106A条の規定にかかわらず，批評，解説，ニュース報道，教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む），研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は，著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は，以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
  - (2) 著作権のある著作物の性質。
  - (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
  - (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。
- 上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合，著作物が未発行であるという事実自体は，かかる認定を妨げない。

（合衆国著作権法107条）

[外国著作権法. アメリカ編] / 山本隆司, 増田雅子共訳 (2000.7)

<http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america.html>